

内部統制に関する基本方針

この基本方針は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が行う業務を適正かつ効率的に遂行し、公社の定款の目的を達成するために公社内における内部統制に関する基本的な事項を定めるものである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令や定款ならびに内部規程を遵守し、社会からの期待と要請に応えるため、理事と職員がとるべき行動の規範である「公益財団法人東京都環境公社行動規範」を定め、理事は率先垂範するとともに、その周知徹底を図るものとする。
- ② 理事会は、年2回の定例理事会や必要に応じて開催する臨時理事会において、定款及び理事会規程に定める重要事項を決定するほか、業務執行理事（理事長及び常務理事）の業務執行を監督する。
- ③ 理事は、法令や定款ならびに内部規定の違反に関する重大な事実を発見した場合、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告する。
- ④ 理事は、公社内に設置された法令遵守（コンプライアンス）に関する委員会において、法令や定款ならびに内部規定に関する遵守事項を調査審議するとともに、その取組を推進する。
- ⑤ 理事は、公益通報保護法に対応した公益通報者保護要綱に則り、法令違反や内部規定の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 評議員会、理事会、経営会議や役員会の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等、理事の職務の執行に関する文書は、法令や文書管理規程に基づいて保存及び管理を行う。
- ② 情報セキュリティについては、公社が定める基本方針や対策基準等に基づき、適切に対応する。
- ③ 個人情報の保護については、公社が定める規程に基づき、保有する個人情報を厳重に管理し、個人の権利利益を保護する。
- ④ 理事は、公社内に設置された情報管理に関する委員会において、情報セキュリティや個人情報保護に関する事項を審議するとともに、公社が定める基本方針や規程、対策基準等に基づきその取り組みを推進する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重大なリスクや各所管部署にまたがるリスクについては、経営会議等で審議を行い、特に重要なものについては理事会において報告又は意思決定する。
- ② 事業運営に係るリスクは、各所管部署の権限の範囲で分析や対応策の検討を行う。
- ③ 把握されたリスクは、対応方針と対策を決定し、継続的に検証を実施する。
- ④ 理事は、公社内に設置された危機管理に関する委員会において大規模な災害、テロ等の対応について審議するとともに、危機管理マニュアルを定める等、適切な対応手順を明確化する。
- ⑤ 安全に業務を遂行するため、労働安全管理規程や作業のマニュアル等を定めて周知徹底する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定款及び理事会規定に基づき、定例理事会を年2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。
- ② 業務運営は、毎事業年度に、事業環境の変化に応じた事業計画、予算を策定し、目標達成に向けた効果的な業務執行を実現する。
- ③ 理事長、常務理事及び部長級職員による「経営会議」を毎月開催し、経営に係る課題や重要事項に関し、幅広い観点から審議するとともに、理事会において決定された事項や、外部からの重要事項などを報告することにより、事業を的確に推進する。
- ④ 事業所の幹部も参加する「業務連絡会」を開催し、社内の意思疎通を図り、業務執行状況の把握を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職員は、コンプライアンス意識を高く持ち、信頼される職場づくりに努めなければならない。
- ② 職員は、「公益財団法人東京都環境公社行動規範」に基づき、倫理観をもって事業運営にあたる。
- ③ 職員は、経営会議および法令遵守に関する委員会において決定された事項を遵守する。
- ④ 全職員がコンプライアンスに係る諸規程の内容を把握し、実践できるよう、定期的な教育・研修を実施する。
- ⑤ 公益通報保護法に対応した公益通報者保護要綱により、法令上疑義ある行為等について職員等が公社及び外部の担当部門に直接通報、相談できる体制とする。
- ⑥ 内部監査機能を強化し、業務の有効性や効率性、財務情報の信頼性の確保、法令等の遵守、

資産の保全等に係る内部統制の有効性を担保できるよう点検する。

また、重要な不備については理事会や監事に報告するとともに、各所管部署に対して是正措置を指示する。

6 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項

- ① 監事の求めに応じて、監事はその職務を補助すべき者として、監事補助者を置く。
- ② 監事の職務の補助を行う職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事からの独立性を確保する。

7 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

- ① 理事及び職員は、法令に違反する事実、公社に著しい損害等を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監事に報告する。
- ② 理事は、監事の求めに応じて、経営会議等の審議内容について報告する。

8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監事は、理事会への出席や監事監査により理事の職務の執行を監査するとともに、理事の不正行為、法令や定款に対する違反等が認められる場合、理事会を招集する。
- ② 監事は、いつでも起案文書等を閲覧し、必要に応じて理事又は職員に説明を求めること、若しくは調査を要請することができる。